

広島県教育委員会教育長訓令第二号

県立学校

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年四月一日

広島県教育委員会

教育長 下崎 邦明

県立学校長に対する事務委任規程の一部を改正する訓令

県立学校長に対する事務委任規程（昭和三十八年広島県教育委員会教育長訓令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項第十八号中「三万円未満」を「五万円未満」に改める。

附則

この教育委員会教育長訓令は、公布の日から施行する。